

平成 25 年 10 月 2 日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 小倉秀夫

訴 状

森ゆうこ こと

原告 森 裕 子

(送達場所)

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 小倉秀夫

被告 岐武彦

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 金 820 万円

貼用印紙額 金 4 万 4000 円

第一 請求の趣旨

- 一 被告は原告に対し、金 500 万円並びにこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年 5 パーセントの割合の金員を支払え
- 二 被告は、別紙目録 1 記載のブログエントリーを削除せよ
- 三 被告は、ウェブサイト、ブログ、書籍または雑誌において、別紙目録 2 記載の事実

掲示を行ってはならない

四 訴訟費用は被告の負担とする
との判決及び仮執行の宣言を求める。

第二 請求の原因

一 当事者

- 1 原告は、「森ゆうこ」の名称で、政治活動を行っているものである。原告は、平成13年の第19回参議院議員通常選挙、平成19年の第21回参議院議員通常選挙にいずれも新潟県選挙区から出馬して当選し、2期12年にわたり参議院議員を務めた（平成25年の第23回参議院議員通常選挙にも新潟県選挙区から出馬したが落選した。）。
- 2 被告は、「一市民が斬る」と題するブログ（<http://civilopinions.main.jp>。以下、「被告ブログ」という。）を開設しているものである。また、被告は、文芸評論家の山崎行太郎氏と共に著で、「最高裁の罷」（最高裁の罷）と題する書籍を、ケイアンドケイプレス社から、平成24年12月に出版している。

被告は、被告ブログにおいて、小沢一郎元民主党代表について検察審査会が検察の不起訴判断を覆す議決を行ったとされているが、最高裁事務総局は検察審査員を選んでおらず、審査会議も開かず、架空議決を行ったとする見解を唱えている。

二 被告エントリー

1 被告エントリー1

被告は、平成25年7月29日に、「森ゆうこ前議員までもが『小沢検審議決は検察捏造報告書の誘導』と、架空議決を否定！」と題するエントリー（http://civilopinions.main.jp/2013/07/729_1.html。以下、「被告エントリー1」という。）を被告ブログにアップロードした。

同エントリーには、下記の記載がある（但し、丸数字は、便宜上原告が付加したものである。以下同じ）。

① 昨年4月26日、小沢無罪判決が出た。その直前から森氏の様子がおかしくなった。肝腎の最高裁への追及がなくなったのだ。そして、「起訴議決は検察の捏造報告書による誘導による」と驚くべきことを言い出した。

② その後、何者かによってロシアサーバーを通じ捏造報告書が八木啓代氏に届けられた。すぐ、森氏と八木啓代氏は「市民と議員の会」を結成し、検察追及を始めた。その頃から森氏は一市民Tと石川克子氏を遠ざけるようになった。

③ 「審査員が存在する根拠は？」と森氏に尋ねたが、全く理解できない回答だった。「審査員がいたとすると、数々の疑惑はどう説明するのか」と質問したが、一切答えてもらえなかった。

④ 週刊実話の筋は、3人が最高裁に不当な圧力をかけたとしたストーリーにしているため、表現を変えているところもあるが（架空議決をトンデモ推理という）、一市民がX氏から聞いた話とかけ離れていない。

森氏らは、「架空議決」を武器にして、裏で最高裁を攻めていたと推測される。

⑤ 一市民Tは、週刊実話ストーリーのように最高裁が森氏に屈したのではなく、森氏の方が最高裁に屈したのではないか。森氏にしてみれば、最高裁追及を止めて、議決は検察の捏造報告書の誘導のせいにしてでも、早く小沢氏の無罪判決がほしかったのではないか。

これはうがった見方なのだろうか。

森氏は疑惑だらけの検審に蓋をしただけでなく、起訴議決を検察のせいにして幕を引いてしまった。

2 被告エントリー2

被告は、平成25年8月11日に、「X氏（森前議員協力のフィクサー）が一市民Tに語った！『検察捏造報告書をロシアサーバー通し八木氏に流したのは私です』」と題するエントリー (<http://civilopinions.main.jp/2013/08/811.html>)。以下、「被告エントリー2」という。) を被告ブログにアップロードした。

同エントリーには、下記の記載がある。

① 流出事件から1年近くたった今年3月、久々にX氏から電話があった。

そのX氏から驚愕の情報をもらった。

「志岐さんの最近のブログには一つだけ間違いがある。志岐さんは捏造報告書を流出させたのは最高裁だと言っているが、それは違う。私がロシアのサーバー通し八木氏に流した。どこから誰が流したか完全わからないようにして出した」

② しかし、X氏が検察と大きなコネクションがあるといつても、個人で捏造報告書を入手することはできない。入手に当たっては、小沢氏から事件の外部折衝をまかされていた森前議員が関与していたとみた方が自然だ。

また独断でX氏が八木氏に捏造報告書を届けることもしないはずだ。

これも森前議員側の指示によるものと思われる。

森前議員と八木氏は流出後すぐに、「司法改革を実現する国民会議」を結成し検察追及を始めたことも、森前議員側の流出関与をうかがわせるものだ。

③ 『判決がいよいよ2日後に迫った4月24日、ついに切り札は現れた。「週刊朝日」が、東京地検特捜部の謀略をスクープしたのだ』（「検察の罠」P 182、183）

捏造報告書が出されたことは小沢公判で明らかにされていた。大したスクープでない。森前議員は大仰に書いて捏造報告書の存在をことさら大きくしたかったのだろう。

④ 森前議員らは、捏造報告書をこそっと流出させて、八木氏に騒がせる。

騒ぎはじめた八木氏とさらに2人で騒ぐ。

こうして、捏造報告書の存在を多くの人が知ることになった。

捏造報告書の存在を知った人は、審査員が存在し、報告書で誘導されたと思い込んでしまう。

さらに、森前議員は「議決は検察の捏造報告書による誘導だ」という発言を集会や著作などで繰り返した。

⑤ 森前議員は捏造報告書を流出させ、最高裁の犯罪に蓋をした。

3 被告エントリー 3

被告は、平成 25 年 8 月 11 日に、「検審疑惑報道は『小学館』だけ！『記者クラブメディアは検察審における司法暴走に荷担』(SAPIO8 月号)」と題するエントリー (<http://civilopinions.main.jp/2013/08/817sapi8.html>)。以下、「被告エントリー 3」という。) を被告ブログにアップロードした。

同エントリーには、下記の記載がある。

① 小沢判決前までは、森ゆうこ前議員、そしてそのブレーンX氏と最高裁追及をし続けた。森前議員には ずいぶん資料を提供した。森前議員から激励や感謝のメールなど頂いた。これらのメールはありがたく保存している。

ところが、小沢判決直前から森氏は変わった。

著作「検察の罠」で『この議決は検察当局の検査報告書の「捏造」という犯罪によって誘導されたものである』と書かれたのをみて確信した。

捏造報告書があるだけで審査員誘導と決めつけている。このことは、「審査員がいるか、いないか」問題に決着をつけたということだ。森氏は最高裁の限りない疑惑をそのままにして「審査員はいる」と言ってのけた。

今年の 3 月森前議員のブレーンX氏は、「自分が捏造報告書をロシアのサーバーを通し八木啓代氏に流した」と一市民Tに告げた。

このように検察の捏造報告書誘導説を広めて、最高裁の犯罪を消そうとしているように見えた。

三 被告の摘示事実とこれによる原告の社会的評価の低下

1 被告エントリー 1 の①、②、④、⑤、被告エントリー 3 の①は、小沢一郎氏について無罪判決が下される直前まで、原告が、「小沢一郎氏についての不起訴処分を不当とする旨の検察審査会の議決など存在していないのに、最高裁判所の事務総局がそのような議決があったかのようにでっち上げた」とする被告の空想に沿って最高裁判所を糾弾していた旨の事実を摘示するものである。

市町村の選挙管理委員会が当該市町村の選挙人名簿の中から検察員候補者の予定者をくじで選定し（検察審査会法第 10 条）、その中から本人が辞退しましたは検察審

査会事務局により欠格事由に該当することが明らかになったとして消除された者を除く者が検察審査員候補者として名簿に掲載され（同 12 条の 2、同 12 条の 7）、検察審査会事務局は、毎年 12 月 28 日までに、翌年の検察審査委員および補充員をその中からくじで選定することになっている（同 13 条）。検察審査会事務官は、裁判所事務官の中から最高裁判所がこれを命ずることになっている（同第 20 条第 2 項）。裁判官を除く裁判所の職員の約 7 割は全司法労働組合の組合員であること、検察審査会事務局は通常は閑職であることなどから、最高裁判所の事務総局がその息のかかった職員を検察審査会事務局に送り込み、小沢一郎氏について検察が不起訴処分を繰り返すことを見込んだ上で、前もって架空のメンバーを検察審査会に選任したことにより、開かれていなかった検察審査会の議決書を作成するということは考えがたい。

当時国會議員であった原告が、そのような荒唐無稽のストーリーに沿って最高裁判所を糾弾していたとの被告の摘示事実は、それを信じた読者らからの原告の評価を低下させるに十分なものである。

2 被告エントリー 1 の②、⑤、被告エントリー 2 の④、⑤、被告エントリー 3 の①は、原告が、小沢一郎氏についての不起訴処分に関して、実際には検察審査会が開かれておらず、検察審査会の議決とされているものは最高裁判所の事務総局が作りあげた架空のものであると認識しているながら、検察審査会が行われ、検察当局が捏造した捜査報告書により誘導された審査員により不適切な議決がなされたという、その認識と異なる事実を前提として検察を糾弾していたとの事実を摘示するものである。

当時国會議員であった原告がその認識に反する事実を掲げて検察を糾弾していたとの摘示事実は、それを信じた読者らからの原告の評価を低下させるに十分なものである。

3 被告エントリー 2 の①、②、④、⑤、被告エントリー 3 の①は、原告が、検察の捏造報告書を入手して、X 氏に渡し、X 氏に指示をして、ロシアのサーバー経由でこれを八木氏に流し、八木氏とともにこの捏造報告書について騒ぎ立てをすることにより、「審査員が存在し、報告書で誘導された」と国民をだまそうとしたとの事実を摘示するものである。

検察審査会法第 44 条第 1 項は、検察審査会議において検察審査委員が行う評議

の経過および各検察審査委員の意見もしくはその数を「評議の秘密」とし、これを秘密として原則として保護すべきものとしている。検察審査会議において検察官から審査員に提出された報告書の内容は、この「評議の秘密」に含まれる。したがって、原告が、公開しないことを前提に国会議員の地位を利用して入手した報告書を（ロシアのサーバー経由でこれを八木氏に流すことを通じて）一般に公開させる目的で X 氏に渡したとする摘示事実は、それだけで原告が国会議員としての職権を濫用したものと読者を誤解させ、原告の評価を低下させるのに十分なものである。さらに、それが国民をだます手段として行われたとする摘示事実は、原告の社会的評価をさらに低下させるものである。

四 原告の損害

原告は、第 23 回参議院議員通常選挙においては当選を果たせなかったものの、なおも政治活動を続けており、来たるべき国政選挙において捲土重来を期している。したがって、被告ブログにおける名誉毀損行為により受けるダメージは極めて大きい。この有形無形の損害を金銭的に評価するとすれば、金 500 万円を下ることはない。

五 差止めの必要性

上記のように原告の社会的評価を低下させるような内容を含む被告ブログがネット上に公開され続けるとすれば、それを目にした有権者がこれを信じ、将来の選挙における原告への投票を回避することになる危険がある。このことにより原告が受けける損害は、事後的な金銭賠償では十分な救済を受けることができないものである。したがって、本件においては、被告による被告エントリー 1 ないし 3 の掲載を差し止めの必要性が十分に認められる。

また、差止めの対象を URL 等で特定した場合には、特定された URL とは異なる URL を用いたウェブページで、被告エントリー 1 ないし 3 に掲載された違法な事実摘示と同内容の事実摘示がなされるおそれがある。また、被告は、共著とはいえ、最高裁判所事務総局が架空の検察審査会決議を作りあげたとする陰謀論に沿った書籍を既に執筆して出版にこぎ着けており、その延長にある上記事実摘示を書籍や雑誌等に掲載させるおそれがある。したがって、本件においては、被告ブログに限らず、あらゆるウェブやブログ、書籍や雑誌等で上記事実摘示を行うことを差し止めるべき必要

性がある。

六　まとめ

よって、原告は被告に対し、不法行為（名誉毀損）に基づく損害賠償として金 500 万円およびこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年 5 分の割合の法定遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権（名誉権）に基づく侵害行為差止請求として別紙目録記載 1 のブログエントリーの削除を求め、人格権（名誉権）に基づく侵害行為予防請求として別紙目録記載 2 の事実摘示の差止めを求めて、本訴訟を提起する次第である。

添付書類

- | | |
|------------|-------|
| 1. 訴訟委任状 | 1 通 |
| 2. 甲号証（写し） | 各 1 通 |

別紙 1

下記URLにアップロードされた各エントリー

1. http://civilopinions.main.jp/2013/07/729_1.html
2. <http://civilopinions.main.jp/2013/08/811.html>
3. <http://civilopinions.main.jp/2013/08/817sapi08.html>

別紙2

下記各事実摘示

- 1 「小沢一郎氏についての不起訴処分を不当とする旨の検察審査会の議決など存在していないのに、最高裁判所の事務総局がそのような議決があったかのようにでっち上げた」として原告が最高裁判所を糾弾していたとする事実摘示
- 2 原告が、小沢一郎氏についての不起訴処分を不当とする旨の検察審査会の議決など存在していないと知りながら、検察審査会が行われ、検察当局が捏造した捜査報告書により誘導された審査員により不適切な議決がなされたとして検察を糾弾していたとする事実摘示
- 3 原告が、検察の捏造報告書を入手して、X 氏に渡し、X 氏に指示をして、ロシアのサーバー経由でこれを八木氏に流し、八木氏とともにこの捏造報告書について騒ぎ立てをすることにより、「審査員が存在し、報告書で誘導された」と国民をだまそうとしたとする事実摘示